

平成30年4月から

国民健康保険制度が変わります

シリーズ1 概要について (次回以降、保険証や保険料(税)についてお知らせします。)

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの町に加え、**県も国民健康保険制度を担うことになりました。**

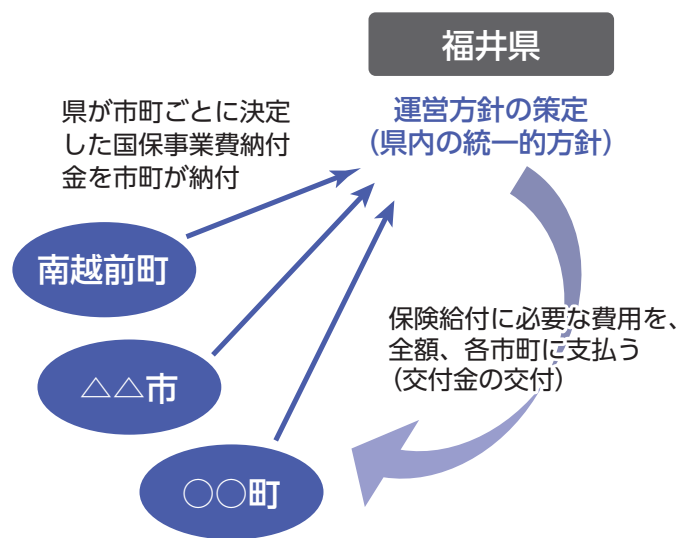
〈見直しの背景〉国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料(税)の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えていました。

見直しによる主な変更点

- ▶平成30年度から、県も国民健康保険の保険者となります。
- ▶平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証等には、居住地の都道府県名が表記されるようになります。

見直しの効果

- ▶県内での保険料(税)負担の公平な支え合い
- ▶サービスの拡充と保険者機能の強化



◆県と町の役割分担◆

県の主な役割	町の主な役割
▪ 財政運営の責任主体	▪ 国保事業費納付金を県に納付
▪ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	▪ 資格を管理(被保険者証等の発行)
▪ 市町ごとの標準保険料(税)率を算定・公表	▪ 標準保険料(税)率等を参考に保険料(税)率を決定 ▪ 保険料(税)の賦課・徴収
▪ 保険給付費等交付金の市町への支払い	▪ 保険給付の決定、支給

国民健康保険は、国民皆保険の最後の砦です。持続可能な社会保障制度の確立を図るため、平成30年度からの制度見直しにご理解、ご協力をお願いいたします。



国民健康保険の窓口は、平成30年4月以降も引き続き役場町民税務課です。分からないこと、困ったことがありましたら、お気軽にご相談ください。

■ 問合せ 町民税務課 ☎ 47-8015